

このガイドラインは、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高齢労働者の健康づくりを推進するために、高齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものです*。

* 請負の形式による契約により業務を行う者についても参考にすることを期待

背景・現状

- 労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。
(令和3年は30.3%)

＜佐賀県における全年齢と60歳以上の労働災害の推移＞

資料：労働者死傷病報告（休業4日以上）
※新型コロナウイルス感染症除く



1. 事業者求められる取組

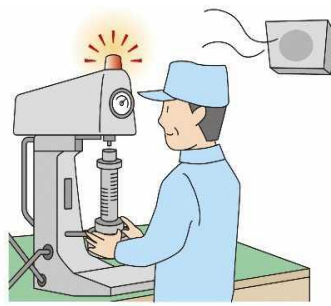
(1) 職場環境の改善（身体機能の低下を補う設備・装置の導入）

高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を行います

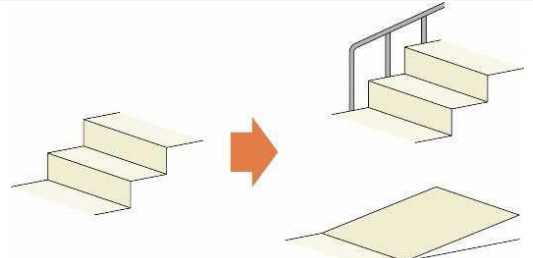
↓対策の例↓



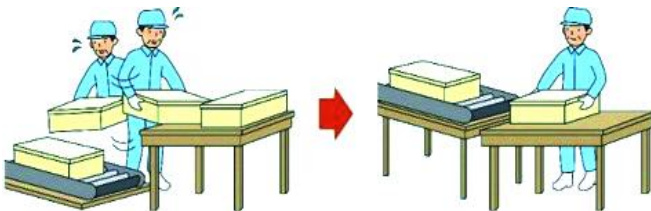
通路を含め作業場所の照度を確保する



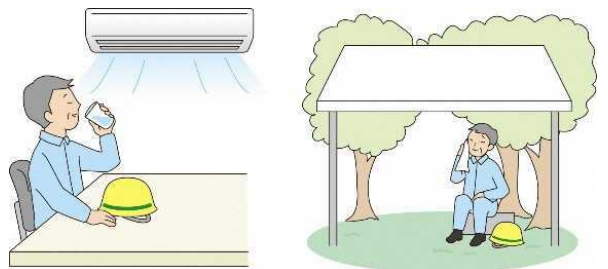
警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮



階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する



耐滑靴を利用させる

例えば戸口に段差がある時



解消できない危険個所に標識灯で注意喚起



リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制

(2) 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

①健康状況の把握

- ・健康診断の確実な実施
- ・職場で行う法定の健診の対象とならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにする

②高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- ・個々の高年齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置
- ・健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に併せた業務を提供
- ・心身両面にわたる健康保持増進措置の活動 ※ロコモティブシンドローム

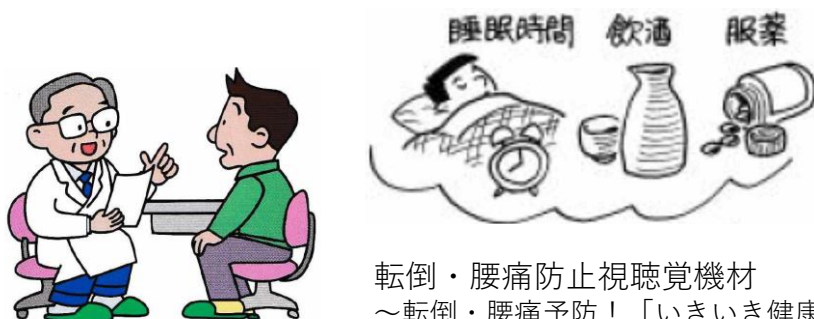
(3) 安全衛生教育

①高年齢労働者に対する教育

- ・作業内容とリスクを理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等を中心とした情報を活用する
- ・再雇用等により経験のない業種、業務に従事する場合は特に丁寧な教育訓練を行う

②管理監督者等に対する教育

- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行う



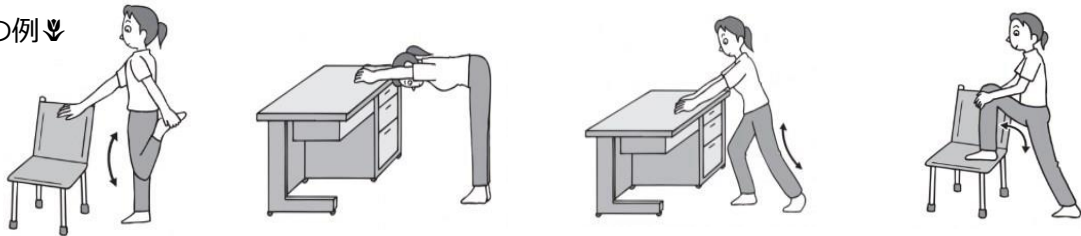
転倒・腰痛防止視聴覚機材

～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画）他



労働者に求められる取り組み：事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。**

▼対策の例▼



ストレッチの例：「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

国・関係団体等による支援の活用

- (1) 中小企業や第三次産業における高年齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
- (2) 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- (3) エイジフレンドリー補助金等の活用（令和5年度創設予定）
- (4) 社会的評価を高める仕組みの活用（安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等）
- (5) 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用

好事例を参考にしましょう

取り組み事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

■厚生労働省ホームページ

（先進企業）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

（製造業）<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

■中央労働災害防止協会ホームページ

<https://www.jisha.or.jp/age-friendly/>

